

株式会社アミックスコム契約約款 新旧対照表

変更日：2026年4月10日

【アミックスコム光IPでんわサービス契約約款】

変更後	変更前	備考
<p>第3節 契約事項の変更</p> <p>第12条（利用申込内容の変更） 加入者は、本サービスの利用申込内容について変更があるときは、当社所定の変更方法に従い必要事項を記入（または入力）し<u>当該変更希望月の20日までに</u>当社に提出するものとします。</p> <p>第15条（設置場所の変更） 設置場所の変更を希望する場合、加入者は当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して<u>当該変更希望月の20日までに</u>提出するものとします。</p>	<p>第3節 契約事項の変更</p> <p>第12条（利用申込内容の変更） 加入者は、本サービスの利用申込内容について変更があるときは、当社所定の変更方法に従い必要事項を記入（または入力）し<u>当該変更希望日の10日前までに</u>当社に提出するものとします。</p> <p>第15条（設置場所の変更） 設置場所の変更を希望する場合、加入者は当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して<u>当該変更希望日の10日前までに</u>提出するものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

第5節 利用契約の解除

第19条(加入者が行う契約の解除)

加入者は、毎月末日付にて契約解除の申し出を行うことができます。この場合、加入者は契約解除希望月の20日までに当社所定の方法に従い手続きを行うものとします。

第7節 電話番号等

第24条(番号ポータビリティ)

2. 西日本電信電話株式会社及びそれ以外の事業者が所有する0AB～J番号であっても、番号ポータビリティの対象とならない場合があります。

(削除)

第5節 利用契約の解除

第19条(加入者が行う契約の解除)

加入者は、毎月末日付にて契約解除の申し出を行うことができます。この場合、加入者は契約解除希望日の10日前までに当社所定の方法に従い手続きを行うものとします。

第7節 電話番号等

第24条(番号ポータビリティ)

2. 西日本電信電話株式会社の0AB～J番号であっても、番号ポータビリティの対象とならない場合があります。

3. 前項の条文に係わらず、西日本電信電話株式会社以外の事業者が所有する0AB～J番号は番号ポータビリティの対象とはなりません。

(変更)

(変更)

(削除)

